

From: 全国青税 <zensei@khaki.plala.or.jp>
To: jouhou.tpp2@cas.go.jp
Subject: TPP意見 全国青年税理士連盟
Date: Tue, 17 Sep 2013 14:16:52 +0900
X-Mailer: Sylpheed 3.1.2 (GTK+ 2.10.14; i686-pc-mingw32)

1. 組織・団体名等

全国青年税理士連盟

2. 提出責任者名及び電話番号

坂井 昭彦 03-3354-4162

3. 提出意見

① 該当分野 越境サービス貿易

② 意見

現在のTPP交渉においてTPP政府対策本部による「TPPに関するQ&A」では「医師や看護師など個別の資格の相互承認（国家の資格・免許などをお互いに認め合うこと）についての議論はなく」と説明がされている。TPPでは、いわゆるネガティブリスト方式が採用されており、ネガティブリストに掲げられない分野は原則自由化されることとなる。例えば、ネガティブリスト方式が採用されている「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」においては「税理士事務所」がネガティブリストに掲げられており「税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない」といった事項が定められている。

そもそも税制は国際税務等で部分的に協調することはあっても、その国の事情に合わせた独自の制度を確保すべきものであり、国家主権に関わる重要なものである。また、税理士制度は納税者の権利利益を保護する重要な国家資格であるため、自由化されるべき性格のものではない。

TPP

参加国の中では税理士制度を有する国はベトナムしかなく、万が一、関連資格等との相互承認が認められることになれば、日本の税理士としての資質の検証がされない専門家の増加により、国民・納税者の権利利益の保護を十分にはかけられない事態となってしまう。

そこで、TPP交渉において、仮に個別の資格の相互承認が議論される場合においても、税理士制度については、上記のようにネガティブリストに掲げられるべきである。